

件 名	堺市介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）素案の策定について
経過・現状 政策課題	<p>【経過】</p> <p>平成26年6月 医療介護総合確保推進法（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律）の公布</p> <p>平成27年4月 改正介護保険法の施行 →新しい総合事業へ移行</p> <p>平成27年4月 堺市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する経過措置を定める条例を制定（平成29年4月の移行を明記）</p> <p>平成27年度における取組み →素案作成のための関係者を交えた検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・校区福祉委員会などの地域組織や介護事業者、NPO等への説明及び意見交換の実施（平成26年度末から延べ103回）</li> <li>・各事業者の代表者等による研究会の開催（3回）</li> <li>・外部有識者を含む附属機関での審議（地域介護サービス運営協議会：3回、社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会：3回）</li> </ul> <p>【国の考え方】根拠法令：改正介護保険法 第115条の45 第1項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村が地域の実情に合わせ、住民等によるサービスなど地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援1・2の方に対する効果的・効率的な支援等を実施</li> <li>・全国一律の「予防給付」として提供されていた訪問介護及び通所介護を、市町村の実施する「総合事業」に移行し、高齢者の有する能力が活きる柔軟で多様なサービスを提供し、合わせて高齢者の自立意識の向上を実現</li> </ul> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護人材の不足の解消に資するような制度構築</li> <li>・サービスの切り下げになるのではという不安を抱かれないような制度構築</li> <li>・現行の介護サービス提供に混乱を生じさせないような円滑な移行</li> </ul>
対応方針 今後の取組 （案）	<p>【対応方針】</p> <p>要支援1・2の方に対する訪問介護と通所介護並びに介護予防事業について、国のガイドラインの制度モデルをもとに、本市の実情に応じた新総合事業を構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現行サービスと同内容同報酬のサービスを設け、円滑な事業移行を実施</li> <li>・地域の人材が参加しやすい制度を構築し、介護人材のすそ野を拡大</li> <li>・既に実施している介護予防事業を新総合事業に再編し、機能・目的を明確化</li> </ul> <p>【今後のスケジュール】</p> <p>平成28年7月 附属機関において新総合事業の骨子として承認を得る</p> <p>平成28年8月～ 自治連合協議会、校区福祉委員会、民生委員・児童委員等地域の方々への説明。事業者向け説明会（対象：既存の1,200事業所）の開催</p> <p>平成28年12月 事業実施要綱の策定</p> <p>平成29年1月～ 事業者指定申請の受付開始</p> <p>平成29年4月～ 新しい総合事業の実施</p>
効果の想定	<p>【期待される効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要支援1・2の方にとってサービスの選択肢が広がるとともに、地域のサービスを利用することにより、地域とのつながりを維持しながら暮らし続けることができる。</li> <li>・介護人材の増加が見込まれるとともに、元気な高齢者が社会参加することで自身の介護予防につながる。</li> </ul>
関係局との 政策連携	各区役所